

令和8年7月羽島市教育委員会定例会

議第36号 令和9年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について 審議議事録

○日 時 令和8年7月22日（水曜日）

○場 所 羽島市役所3階302会議室

○出席教育委員	教 育 長	森	嘉 長
	教育委員	今 枝	甫
	教育委員	春 日	民 奈
	教育委員	今井田	裕 子
	教育委員	吉 川	功

△議第36号 令和9年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について

◎教育長 次に、日程第7 議第36号「令和9年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について」を議題といたします。事務局から説明願います。

◎学校教育課長 羽島市をはじめ、岐阜市を除く岐阜地区の各市町は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項に基づき、岐阜地区採択協議会を設置しています。岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第3条にもありますように、この協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究・協議を行うことを目的としています。本年度は、5月25日に第1回協議会で書面決議にて実施された後、6月29日に第2回協議会が実施され、協議の上、岐阜地区として教科用図書の選定がなされました。教科用図書の採択については、市教育委員会の責任と権限において議決を経て行いますが、同法第13条5項により、この岐阜地区採択協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことが定められていますので、本日も、この選定結果と同一の案となっています。特別な事情がない限り、令和8年度と同様の教科用図書を採択する必要があります。本年度使用している全ての発行者について、倒産等特別な事情はありませんので、ご承認の程よろしく願います。

◎教育長 質問のある委員は、ご発言をお願いします。

◎**教育委員** デジタル教科書と紙媒体の教科用図書と両方使われていると思います。タブレットが普及し、授業展開において、デジタル教材がたくさん使用されています。今後の展開はどのようになりますか。

◎**学校教育課長** 現在、小・中学校及び義務教育学校の学習者用デジタル教科書の算数・数学と英語が無償配付されており、使用しています。現在はまだ、デジタル教科書だけの使用に関して法的に定められていないため、今後もデジタルと紙媒体と両方を使用しながら授業を行っていくことになります。

◎**教育委員** 現在採択されている教科用図書にはQRコードがたくさん記載されていますが、学校で使用している先生方の意見はどのような感じですか。

◎**教育長** 現在採択されている英語の教科用図書に記載されているQRコードは、採択外の教科用図書と比較すると、とても充実しているように感じています。学校の先生の意見はどうですか。

◎**学校教育課長** どの教科に関しても、QRコードの使用率は高くなってきています。特に社会科では、教科用図書に記載されていない資料も多く閲覧することができるところが便利だと意見をいただいています。また、技能教科に関しては、児童生徒が習得した技能に合わせて資料を何度も見直すことができるなど、現在採択されている教科用図書に関しては、学校の先生方からの好評を得ています。

◎**教育委員** 採択されている教科用図書は工夫されているということですね。今後もデジタル教科書と紙媒体の教科用図書と両方を使用して、より効果的な授業展開をしていただきたいです。また、デジタル教科書と紙媒体の教科用図書に関して、国が示唆する動向も確認しながら進めていっていただきたいと思います。

◎**学校教育課長** ご意見ありがとうございます。

◎**教育長** それでは、議第36号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決することといたします。